

石川県立能都北辰高等学校練習船運用規則 新旧対照表

改 正 案	現 行																						
<p>第四条 加能丸には、次の職員を置く。 略</p> <table border="0"> <tr> <td>一等航海士</td> <td>二名</td> </tr> <tr> <td>一等機関士</td> <td>一名</td> </tr> <tr> <td>二等航海士</td> <td>一名</td> </tr> <tr> <td>二等機関士</td> <td>一名</td> </tr> <tr> <td>三等機関士</td> <td>一名</td> </tr> </table> <p>第六条 船長に事故があるときは一等航海士が、機関長に事故があるときは一等機関士がその職務を代行する。この場合において、一等航海士が二人以上あるときは、あらかじめ学校長が定めた順序で代行する。</p>	一等航海士	二名	一等機関士	一名	二等航海士	一名	二等機関士	一名	三等機関士	一名	<p>第四条 加能丸には、次の職員を置く。 略</p> <table border="0"> <tr> <td>一等航海士</td> <td>一名</td> </tr> <tr> <td>一等機関士</td> <td>一名</td> </tr> <tr> <td>二等航海士</td> <td>一名</td> </tr> <tr> <td>二等機関士</td> <td>一名</td> </tr> <tr> <td>三等航海士</td> <td>一名</td> </tr> <tr> <td>三等機関士</td> <td>一名</td> </tr> </table> <p>第六条 船長に事故があるときは一等航海士が、機関長に事故があるときは一等機関士がその職務を代行する。</p>	一等航海士	一名	一等機関士	一名	二等航海士	一名	二等機関士	一名	三等航海士	一名	三等機関士	一名
一等航海士	二名																						
一等機関士	一名																						
二等航海士	一名																						
二等機関士	一名																						
三等機関士	一名																						
一等航海士	一名																						
一等機関士	一名																						
二等航海士	一名																						
二等機関士	一名																						
三等航海士	一名																						
三等機関士	一名																						